

一般競争入札（条件付）の公告

尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）の公告

尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）を下記のとおり実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号）第4条の規定に基づき公告する。

令和7年5月7日

尾花沢市長 結 城 裕

1 入札の場所及び日時

- (1) 場 所 尾花沢市役所3階 防災研修室1
- (2) 日 時 令和7年6月11日（水）13時30分

2 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 【債務負担行為】 令和7～9年度 尾花沢市立尾花沢小学校新設工事
- (2) 工事の場所 尾花沢市大字尾花沢字中新田地内
- (3) 工事の概要 新校舎建築一式工事

構造・規模 校 舎 棟：鉄筋コンクリート造3階

体育館棟：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造3階

交 流 棟：木造一部鉄骨造2階

付 属 棟：鉄骨造1階

プール棟

- (4) 工 期 契約締結の日から令和9年6月30日まで
ただし、校舎棟、体育館棟、交流棟、渡り廊下については、令和8年12月28日までに完成させること。上記建屋が完成次第、令和9年1月中に一部完成検査を行い部分引き渡しを受ける予定である。令和9年4月に開校予定であるため、備品搬入、ネットワーク工事などに支障が無きよう、適切な工事計画の下に履行すること。令和9年6月30日までに付属棟・プールを完成すること。なお、別途工事として、外構工事・グラウンド工事を発注する予定。
- (5) 予 定 価 格 5,558,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）
- (6) 本工事は、尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）実施要綱に基づいて、入札価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の対象工事である。なお、評価方式の種類は、同要綱第3条に規定する簡易Ⅱ型とする。
- (7) 尾花沢市建設工事低入札価格調査制度実施要綱（令和7年2月28日告示第15号）に基づき、調査基準価格を設定する。

3 入札参加者の資格

3-1 工事の施工方法等

本工事は、尾花沢市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿の建築一式工事に登載された建設業者3社が結成した特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）による施工とする。

3-2 特定建設工事共同企業体入札参加資格の審査

(1) 特定共同企業体入札参加資格審査申請書の提出

ア 受付期間 令和7年5月7日（水）から令和7年5月21日（水）まで
（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く）。

ウ 受付場所 尾花沢市役所財政課財産管理係

エ 提出書類 特定共同企業体入札参加資格審査申請書及び添付書類

3-3 入札に参加する者に必要な資格及び共同企業体の構成員となる者に必要な資格に関する事項等

- (1) 山形県内に本店を有する者。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 尾花沢市契約に関する規則（昭和56年規則第7号）第14条第2項の規定による尾花沢市の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。
- (4) 尾花沢市建設工事等請負業者指名停止要綱（平成15年訓令第22号）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 尾花沢市建設工事請負契約約款第49条第1項第11号の規定に該当しないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者でないこと。
- (7) 構成員は、本工事について他の共同企業体の構成員となることができない。

3-4 共同企業体の代表者となる者に必要な資格に関する事項等

3-3に定めるものの他、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 山形県財務規則（昭和39年規則第9号）第125条の規定による令和7・8年度競争入札参加資格者名簿（建設工事）において、建築一式工事の格付けがA等級、かつ総合点数が1,200点以上の者。
- (2) 建築一式工事における建設業法（昭和24年法律第100号）第3条による許可を受けており、その許可区分が特定の者。
- (3) 平成22年4月以降に、元請で次に掲げる同種工事の要件を満たす工事を完成し引き渡した実績を有する者。（ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。）

ア 同種工事 国または地方公共団体が発注した、延床面積が4,000㎡以上のRC造、SRC造、S造又は木造の新築又は増築に係る建築一式工事。

- (4) 本工事において次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することが出来るとともに、現場代理人を常駐で配置できること。この場合において、当該技術者は、申請者との雇用関係がある者であること。なお、現場代理人と監理技術者は兼務できる。

ア 建築一式工事における監理技術者として従事するための資格要件を満たす者。（監理技術者講習の受講から5年を経過していない者であること。）

イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

ウ 監理技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であり、入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

エ 平成22年4月以降に上記(3)と同様の工事において、現場代理人又は専任の技術者(主任技術者又は監理技術者)として従事した実績を有していること。(工事の途中で変更になっている場合は、実績として認めない。)

オ 許可業種の区分に関係なく、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっていない者

3-5 共同企業体の代表者以外の構成員となる者に必要な資格に関する事項等

3-3に定めるもののほか、次に掲げる事項に該当する者とする。

(1) 1社は山形県の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿(建設工事)において、建築一式工事の格付けがA等級の者。

(2) 前号で定める者の他の1社は山形県の令和7・8年度競争入札参加資格者名簿(建設工事)において、建築一式工事の総合点数800点以上の者。

(3) 建築一式工事における建設業法(昭和24年法律第100号)第3条による許可を受けており、その許可区分が特定の者。

(4) 平成22年4月以降に、元請で次に掲げる同種工事の要件を満たす工事を完成し引き渡した実績を有する者。(ただし、共同企業体による施工の場合は、当該共同企業体への出資比率が20%以上のものに限る。)

ア 同種工事 国または地方公共団体が発注した、延床面積が2,500㎡以上のRC造、SRC造、S造又は木造の新築又は増築に係る建築一式工事。

(5) 本工事において次の要件をすべて満たす技術者を専任で配置することが出来ること。この場合において、当該技術者は、申請者との雇用関係がある者であること。

ア 一級建築士、1級建築施工管理技士又はこれらと同等以上の資格を有すること。

イ 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。

ウ 監理技術者等は所属する建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係であり、入札の申込のあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

エ 平成22年4月以降に上記(4)と同様の工事において、現場代理人又は専任の技術者(主任技術者又は監理技術者)として従事した実績を有していること。(工事の途中で変更になっている場合は、実績として認めない。)

オ 許可業種の区分に関係なく、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所の専任技術者となっていない者

3-6 共同企業体に必要な資格

(1) 構成員の自主結成であること。

(2) 共同請負について(昭和28年3月10日建設省発建第9号)に規定する甲型であること。

(3) 構成員の出資比率は1社20%以上とし、代表となる構成員の出資比率は構成員中最大とすること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び契約に関する事務を担当する課等

尾花沢市若葉町一丁目8番25号

尾花沢市教育委員会統合小学校建設課

電話番号 0237-23-3331

5 入札参加資格の確認等

(1) 尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書の提出

ア 受付期間 令和7年5月7日（水）から令和7年5月21日（水）まで
（尾花沢市の休日を定める条例（平成2年条例第17号）に規定する市の休日を除く。）

イ 受付時間 午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 受付場所 尾花沢市役所財政課財産管理係

エ 提出書類 尾花沢市総合評価一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書及び添付書類

6 入札保証金及び契約保証金等

(1) 入札保証金 免除する。

(2) 契約保証金 尾花沢市契約に関する規則第23条の規定に基づく尾花沢市建設工事請負契約約款第4条による保証（保証金額は、契約金額の10分の1以上の額）を付すこと。

7 その他

(1) 入札参加者に必要な資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札参加者は、積算内訳書を入札時に提出すること。

(3) 入札は1回とする。

(4) 詳細については、入札説明書による。

(5) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定に基づき低入札価格調査基準価格を設定する。